



令和7年度

鰺高いじめ防止基本方針

青森県立鰺ヶ沢高等学校

1 いじめ防止基本方針

(1) 基本方針

本校は、広く社会に貢献できる人づくりのために、「自分で自分の行為を規制し、自己の行動に責任を持つという遵法の精神を培い（自律）、困難にめげず意欲的に新しいものに取り組み、前向きの姿勢で自ら自分の将来を切り開き（進取）、一致協力してことにあたる（和協）人間を育成する」という教育目標のもと、生徒が日々勉学に励み、部活動や学校内外の行事に積極的に取り組んでいる。

いじめは、そのような学校生活を妨げると同時に決して許してはならないものであるが、どのクラスでもどの生徒にも起こりうるという認識に立ち、教職員が生徒とともに、いじめを生まない土壌を育み、保護者や地域の住民の理解と協力及び専門家の助言も得ながら、いじめのない学校づくりを目指している。

以上のことからいじめ防止のために日々の指導体制を定め、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめがあると判断した場合に速やかにかつ適切に対処するため、ここに「鱒高いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの捉え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをさす。

※【補 足】

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。

(2) いじめに対する基本的認識

- ①いじめは絶対に許さない。
- ②いじめはいじめる側が悪い。
- ③いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる。
- ④いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤いじめの未然防止は、学校の重要課題である。

(3) いじめの構造

いじめは被害者、加害者、観衆、傍観者の4層を形成し、しかもそれぞれの立場が常に変化する。つまり、特定の生徒だけが巻き込まれているのではなく、被害者は勿論、どの生徒も加害者になる可能性があり、さらに入れ替わりながら進行する傾向があり、誰にでも起こりうる。

そのため、教職員は、生徒の状況を注意深く観察し、その状況に応じて適切に対応するとともに、いじめが人権を侵す行為であることを生徒に気づかせるよう指導することが大切である。

(4) いじめの動機

いじめの動機には、以下のものが考えられる。

- ①嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ②支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ③愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ④同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ⑤嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ⑥反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ⑦欲求不満（自分のいらいらを晴らしたい）

(5) 具体的ないじめの態様

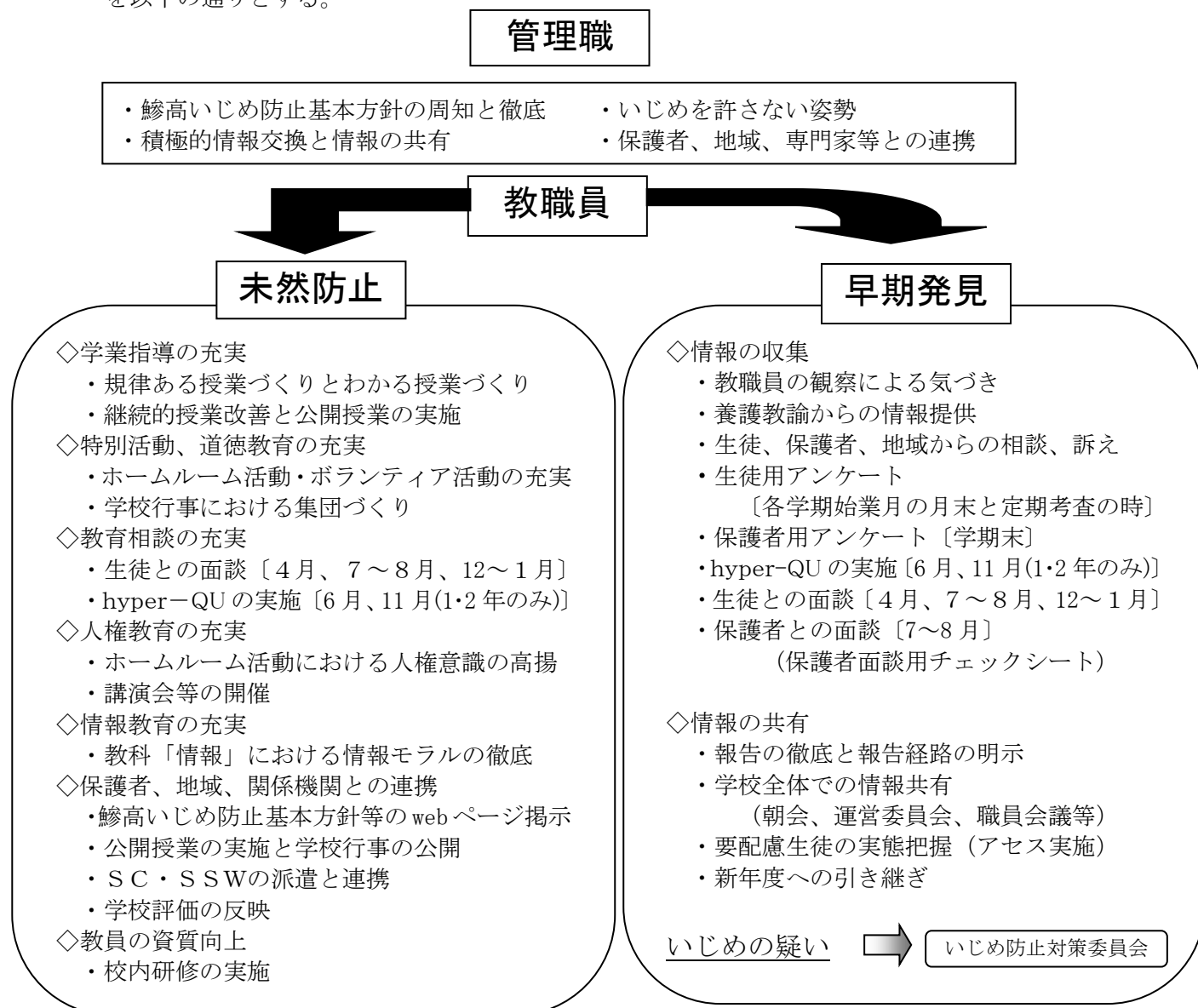
いじめの態様には、以下のものが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②集団から無視されたり、仲間はずれにされる。
- ③ひどく又は軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥スマホや携帯電話で、誹謗中傷や虚偽の情報を流されたりする。

3 校内体制について

(1) 日常の指導体制

日常からいじめの未然防止と早期発見に努め、「いじめ防止対策委員会」を設置し日常の防止体制を以下の通りとする。



いじめ防止対策委員会

◇委員

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、生徒指導部教員、情報科教員、いじめ防止専門員

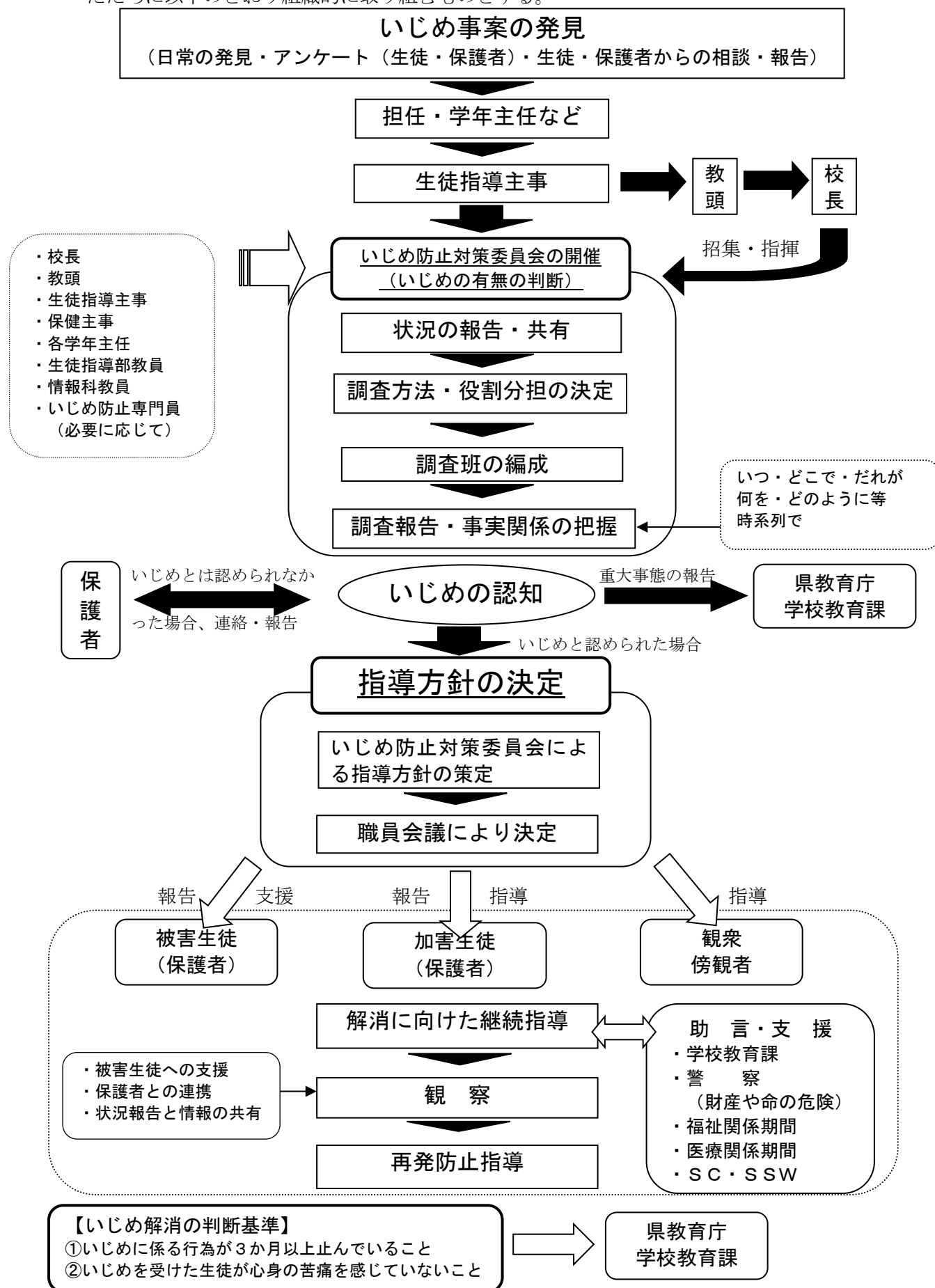
◇いじめ防止対策委員会定例会開催(6月、2月) *その他必要に応じて実施

◇通年業務

- ・ 高いいじめ防止基本方針の作成と見直し
- ・ 学校いじめ防止プログラムの作成
- ・ 校内研修会の企画立案
- ・ アンケート結果の整理、分析と報告

(2) いじめの組織的対応

いじめやいじめの疑いを発見した場合、生徒指導主事は、直ちに校長や教頭に報告するとともに速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し情報収集と事実の確認をする。いじめと認知した場合はただちに以下のとおり組織的に取り組むものとする。



4 いじめの予防

未然防止の基本となるのは、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でき、自己有用感や自己肯定感が高まるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めることである。

また、豊かな人間性や社会性を育む中で、他者を認めお互いの人格を尊重し合い、円滑にコミュニケーションを図ることができる環境と、生徒が「行きたい学校」と思えるような環境を作ることが大切である。

(1) 授業の充実

- ①わかる授業づくりに努め、常に授業改善に取り組む。
- ②主体的・対話的で深い学びの実現（アクティブラーニング）の活用により、円滑な人間関係づくりにアプローチする。
- ③教師自ら規律ある授業を展開することで、規律正しい授業集団を形成する。

(2) 特別活動

- ①ホームルーム活動において、望ましい人間関係を形成する。
- ②学校行事を通して達成感や充実感を得、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ③ボランティア活動への参加を推奨し、奉仕の精神を養う。

(3) 人権教育・道徳教育の充実

- ①授業、ホームルーム活動、講演会を通して、人権意識を啓発する。
- ②読書活動、体験活動を通して、他者を共感的に理解し認め合う豊かな情操を培う。

(4) 保護者、地域、関係機関との連携

- ①保護者、地域に学校基本方針について理解を得、学校 web ページや家庭訪問、学校通信を通して家庭と緊密な連携協力を図る。
- ②関係機関と連携を密にし、学校、家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。

(5) 教育相談と教育研修

- ①面談、hyper-QU の実施により、常に情報を収集する。
- ②教職員の共通認識と、いじめに関する資質向上を目指し、校内研修や情報交換を行う。

5 いじめの早期発見について

(1) いじめの発見

いじめの発見はクラス担任以外であることが多いので、授業担当者や部活動顧問等の教職員の情報の共有を大切にする。何気ない気づきの情報や教職員同士の中で、雑談できるまたは生徒の様子の変り取りが自然にできる雰囲気づくりも大切である。保護者からの訴えで気づいた場合には、いじめが相当進行しているかつ深刻であると考えられるので、直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、対応する必要がある。

いじめを直接発見した場合は、その言動及び行為をすぐに止めさせるとともに、被害者の生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により、速やかに生徒指導主事に報告し、いじめ防止対策委員会を開催、事実確認をする。

(2) 生徒のサイン

①いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。しかし、何らかの形でサインを出している場合があるので、多くの教職員があらゆる場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サイン
登校時あるいは朝の S H R	遅刻、早退が増える。また、その理由を明確に言わない。 大人と視線を合わせず、うつむいている。 体調不良を訴えることが多くなる。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が入室後に、遅れて入室する。

授業中	保健室、トイレに行くことが多くなる。 教材等の忘れ物が多くなる。 席の周囲が散乱している。 自分の席と異なる席に着いている。 教材等に汚れがある。 突然、生徒の名前が出される。
休み時間等	用のない場所にいることが多い。 ふざけているが表情がさえない。 衣服が汚れている。 清掃時に一人で清掃している。 昼食にいたずらをされる。 教室の自分の席で昼食を食べない。
放課後等	急いで下校する。 用もないのに学校に残っている。 持ち物が無くなったり、いたずらされている。 部活動において一人で準備したり、片付けたりしている。
その他	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 筆記用具の貸し借りがある。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 何か起こると特定の生徒の名前が挙がる。

②いじめている生徒のサイン

サイン
教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている雰囲気がある。 大人が近づくと、不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

③家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインに気づきやすくなる。以下のサインが見られたら、学校と連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。 朝起きなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、受信におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 付き合う友人が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出たがらなかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻に体調不良を訴える。 食欲不振や不眠を訴える。 学習時間が減ったり、成績が下降する。 持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の物品、金銭が無くなる。 大きな額の金銭を欲しがる。 自転車がよくパンクする。

6 解決に向けた対応について

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという姿勢を見せ、継続的に支援することを約束する。安全・安心を確保する。心のケアを図る。今後の対策について、生徒の要望を聞きながら、仲間に入れるよう励まし、一緒に行動してくれる生徒を捜す。

②いじめている生徒への対応

いじめは絶対許さないという毅然とした態度で、生徒の内面の理解に留意しながら、他人の痛みを理解できるよう根気強く指導する。人間の生き方についての読み物を読ませるなど、今後も生き方を考えさせる。

好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが出来た場合などは、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟に対応する。(ただし、この場合であっても法が定義するいじめに該当するので情報共有が必要)

(2) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者への対応

学校全体で取り組み、複数の教員で対応するという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。受容的な態度でじっくりと話を聞く。生徒と保護者の心に寄り添い、苦痛に対し理解を示す。家庭でのコミュニケーションの大切さを伝え、親子での対話を促す。継続して見守り、何か気づいたことがあれば相談する。

②いじめている生徒の保護者への対応

速やかに事実を知らせて、丁寧に説明する。生徒の行動が変わるよう、学校全体で指導することを伝え、また保護者の協力も必要であることを伝える。家庭でのコミュニケーションの大切さを伝え、親子での対話を促す。継続して見守り、何か気づいたことがあれば相談する。

③保護者同士が対立する場合の対応

教員が間に入って調整が必要になる場合がある。双方の和解を急がずに、相手や学校に対する不信を丁寧に聞き、寄り添う態度で臨み、調整を図る。管理職が率先して対応することが有効になることもある。教育委員会や専門家と連携し、解決を目指す。

(3) 観衆、傍観者への対応

観衆や傍観者がいることでいじめを助長することがあるので、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったこともよくないということを学校、学年の集会で伝えて、自分たちでいじめを解決する力を育てるよう指導する。自分の問題として考えさせる。自分が認められているという自己有用感を味わうことができる集団づくりに努める。

(4) 関係機関との連携

学校だけでは解決が困難な場合があるので、専門的知識を持った関係機関に相談し、助言を仰ぐ。

①教育委員会との連携

- ・ SC・SSWを派遣依頼し、関係生徒、保護者への指導・支援について、助言を仰ぐ。
- ・ 地区内特別支援学校に相談し、助言を仰ぐ。

②警察との連携

- ・ 心身や財産に被害がある場合、相談し、助言を仰ぐ。
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合、相談し、助言を仰ぐ。

③行政機関・福祉関係機関との連携

- ・ 家庭での生活、環境の状況を把握し、子供の養育について、支援、助言を仰ぐ。

④医療機関との連携

- ・ 関係する生徒に精神的症状が見られる場合、医療関係機関に相談し、助言を仰ぐ。

7 いじめの解消について

- (1) いじめが「解消している」状態とは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（2）上記の2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 重大事態への対応について

（1）重大事態とは

以下の場合あるいは以下の事例が疑われる場合

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②生徒が精神的に疾患を発症した場合
- ③生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ④生徒が金品を要求されたり奪い取られたりした場合
- ⑤生徒の欠席が年間30日程度以上の場合

（2）重大事態時の報告と対応

重大事態が発見された場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会の判断に従い、重大事態調査のための付属機関に協力する。また、県教育委員会の判断により学校が調査主体となる場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、その性質に応じて適切な専門家を加え事実関係を調査し、いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努め、再発防止に努める。

9 ネットいじめへの対応

（1）ネットいじめとは

インターネット上で文字や画像を用いて、以下の行為を行う犯罪行為のことである。

- ①特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の他者や掲示板等に送信する行為
- ②特定の生徒になりすましてその生徒の社会的信用を失わせる行為
- ③特定の生徒の個人情報や掲示板等に掲載し、屈辱感、不安感、恐怖感、無力感を与える行為

（2）ネットいじめの未然防止

生徒や保護者に対して、講話等を通じて、未然防止のための手段・方法について理解させ、周知徹底する。講話の内容は、フィルタリング、携帯電話等を用いた犯罪やネットいじめの事例等とする。

- ①生徒に対して
 - ・教科「情報」における情報モラルの徹底
 - ・講話を開催し、理解、啓発に努める。
- ②保護者に対して
 - ・講話を開催し、理解、啓発に努める。

（3）ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめの状況把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報提供
 - ・外部（ネットパトロール等）からの情報提供
- ②不当な書き込みへの対応
 - ・状況確認→状況の記録→いじめ防止対策委員会の開催、管理者への削除依頼、警察への相談

10 学校評価

生徒・保護者・教職員対象のアンケート調査を実施し、いじめ防止等のための取り組みに係る達成目標について、評価する。また、その結果を学校評議員会で報告し、意見・助言等を頂きながら、次年度に向けての基本方針の見直し及び取組事項の変更・追加等を行う。

学校いじめ防止プログラム

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
4 月	・ いじめ防止対策委員会の設置 ・ 基本方針の確認と共通理解 ・ 鰯高いじめ防止基本方針のHP掲載 ・ 新入生・保護者へ鰯高いじめ防止基本方針を説明 ・ 各HRオリエンテーション ・ 個人面談及び教育相談の実施 ・ 情報モラル教室 ・ 生徒に関する情報交換 ・ 【鰯高いじめアンケート（生徒用）】 ・ 【鰯高いじめアンケート（教師用）】	校内分掌 職員会議 常時 入学式 HR活動 放課後他 学校行事 常時 月末(自宅) 月末	教職員等 教職員等 保護者 新入生・保護者 生徒 教職員 生徒 教職員等 生徒 教職員	校長 生徒指導主事 HP担当者 ハートフルリーダー 学年 学年 生徒指導主事 教職員 ハートフルリーダー 教頭
5 月	・ P T A 合同挨拶運動 ・ 校内研修① ・ 生徒に関する情報交換	登校時 職員会議 常時	生徒 教職員 教職員等	渉外部 ハートフルリーダー 教職員
6 月	・ 授業公開 ・ hyper-QUの実施（全学年） ・ 学校運営協議会 ・ 第1回いじめ防止対策委員会 ・ 生徒に関する情報交換 ・ 【鰯高いじめアンケート（生徒用）】 ・ 【鰯高いじめアンケート（教師用）】	授業時間 HR活動 特別委員会 特別委員会 常時 月末(自宅) 月末	保護者 生徒 学校運営協議会委員 教職員等 教職員等 生徒 教職員	教務部 保健主事 教育委員会 教頭 教職員 ハートフルリーダー 教頭
7 月	・ 保護者面談の実施 ・ 個人面談及び教育相談の実施 ・ 生徒に関する情報交換 ・ いじめアンケート（保護者用）	放課後他 放課後他 常時 学期末	教職員 教職員 教職員等 保護者	学年 学年 教職員 ハートフルリーダー
8 月	・ 保護者面談の実施 ・ 個人面談及び教育相談の実施 ・ 生徒に関する情報交換 ・ 【鰯高いじめアンケート（生徒用）】 ・ 【鰯高いじめアンケート（教師用）】	放課後他 放課後他 常時 月末(自宅) 月末	教職員 教職員 教職員等 生徒 教職員	学年 学年 教職員 ハートフルリーダー 教頭
9 月	・ 生徒に関する情報交換 ・ 学校運営協議会 ・ 【鰯高いじめアンケート（生徒用）】 ・ 【鰯高いじめアンケート（教師用）】	常時 特別委員会 月末(自宅) 月末	教職員 学校運営協議会委員 生徒 教職員	教職員 教育委員会 ハートフルリーダー 教頭
10 月	・ 玄関あいさつ運動 ・ 生徒に関する情報交換	登校時 常時	生徒 教職員等	生活指導委員会 教職員
11 月	・ 生徒に関する情報交 ・ hyper-QUの実施（1・2年のみ）	常時 HR活動	教職員等 生徒	教職員 保健主事
12 月	・ 生徒に関する情報交換 ・ 個人面談及び教育相談の実施 ・ 【鰯高いじめアンケート（生徒用）】 ・ 【鰯高いじめアンケート（教師用）】 ・ いじめアンケート（保護者用）	常時 放課後他 月末(自宅) 月末 学期末	教職員等 教職員 生徒 教職員 保護者	教職員 ハートフルリーダー ハートフルリーダー 教頭 ハートフルリーダー

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
1 月	- 生徒に関する情報交換 - 個人面談及び教育相談の実施 【鱒高いじめアンケート（生徒用）】 【鱒高いじめアンケート（教師用）】	常時 放課後他 月末(自宅) 月末	教職員等 教職員 生徒 教職員	教職員 学年 ハートフルリーダー 教頭
2 月	- 学校運営協議会 - 第2回いじめ防止対策委員会 - 生徒に関する情報交換 【鱒高いじめアンケート（生徒用）】 【鱒高いじめアンケート（教師用）】 - 保護者アンケート（3年保護者用）	特別委員会 特別委員会 常時 月末(自宅) 月末 学期末	学校運営協議会委員 教職員等 教職員等 生徒 教職員 保護者	教育委員会 教頭 教職員 ハートフルリーダー 教頭 ハートフルリーダー
3 月	- 生徒に関する情報交換 - 保護者アンケート（1・2年保護者用） - いじめ防止基本方針の見直し	常時 学期末 職員会議	教職員等 保護者 教職員等	教職員 ハートフルリーダー 生徒指導主事

保護者面談用チェックシート

No	観 点	チェック
①	登校時に体の不調を訴え、登校を渋るようになった。	
②	食欲不振や不眠を訴える	
③	学習時間が減ったり、成績が急に降下する。	
④	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
⑤	理由のはっきりしないあざや怪我（殴られた跡）がある。	
⑥	持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。	
⑦	今までより外出をさけるようになる。	
⑧	部屋に閉じこもりがちになる。	
⑨	家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。	
⑩	いじめの話をすると強く否定する。	
⑪	仲の良かった友達との交流が極端に減り、友達からの電話に出たがらなくなる。つきあう友人が急に変わる。	
⑫	お金の使い方が荒く、無断で持ち出すようになる。	